

広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号  
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要があるため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井 秀 則

(別紙)

期日前投票所の投票管理者

矢野出張所

【旧】

| 住 所   | 氏 名  | 職務を行う日 |
|-------|------|--------|
| 広島市中区 | 田部 翔 | 7月4日   |

【新】

| 住 所   | 氏 名   | 職務を行う日 |
|-------|-------|--------|
| 広島市南区 | 神原 幸雄 | 7月4日   |